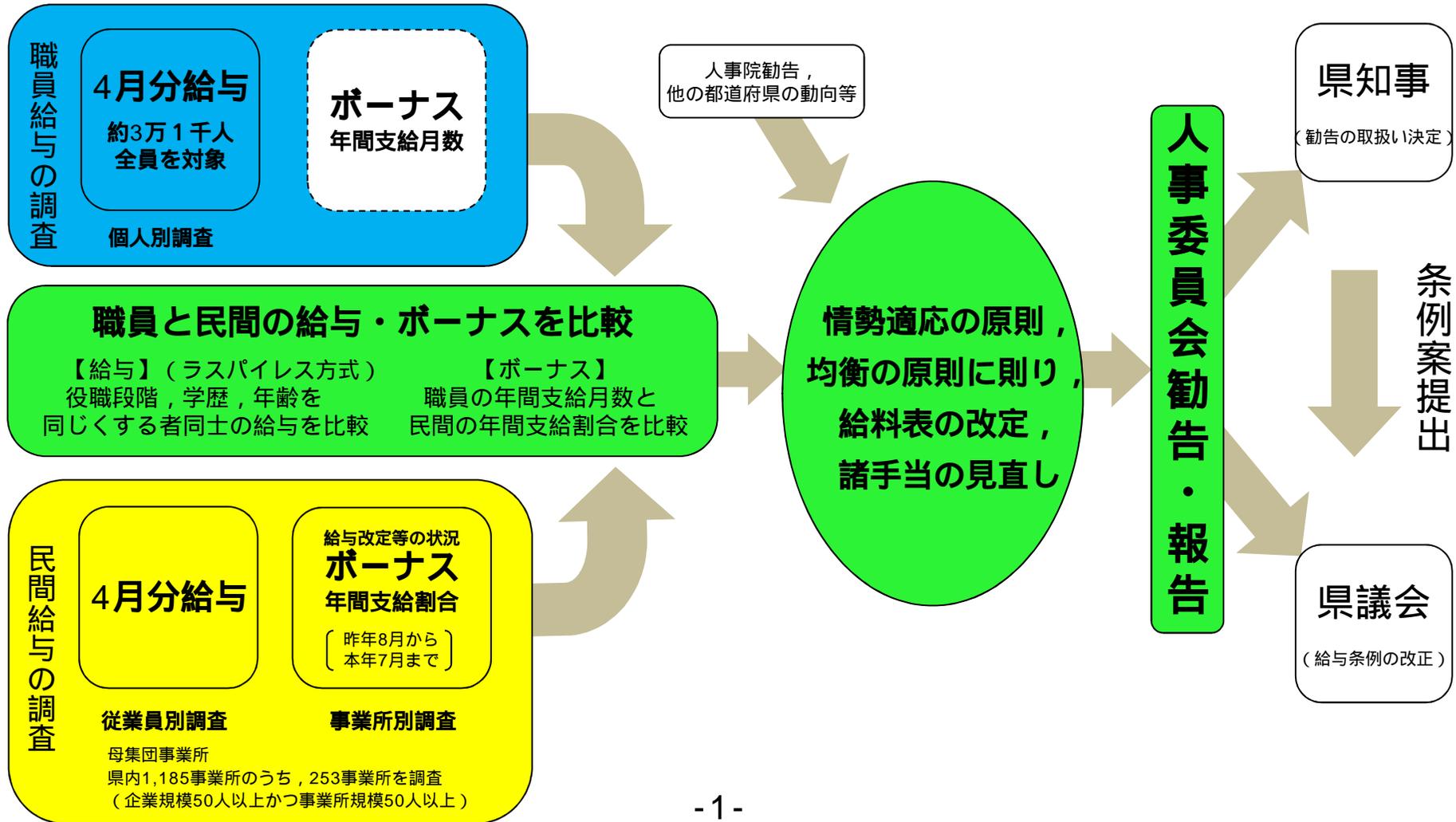


# 給与勧告の手順

参考資料

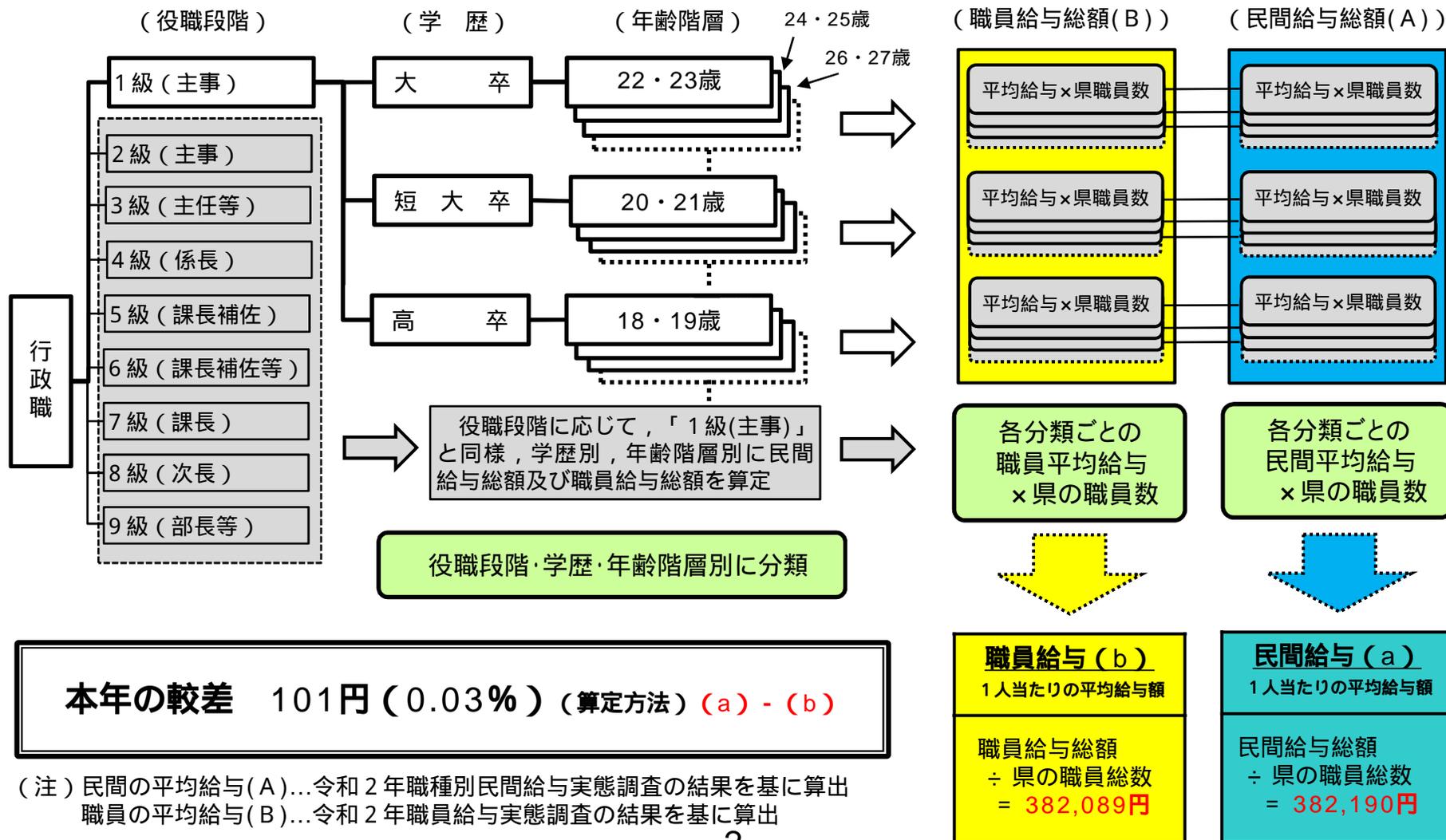
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、ボーナスについても、民間のボーナスの過去1年間(昨年8月から本年7月まで)の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に職員のボーナスの年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



# 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較においては、個々の県職員(行政職)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する民間給与総額(A)が、職員給与総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。



**本年の較差 101円 (0.03%) (算定方法) (a) - (b)**

(注) 民間の平均給与(A)...令和2年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出  
職員の平均給与(B)...令和2年職員給与実態調査の結果を基に算出

## 給与勧告の対象職員

令和2年4月1日現在の給与勧告の対象職員は、30,964人(平均年齢42.1歳)(注1)です。  
このうち、行政職は、6,084人(平均年齢42.6歳)で、給与勧告の対象職員の19.7%となっています。

注1) 令和2年職員給与実態調査の対象職員(休職中、育児休業中の職員や再任用職員、非常勤及び臨時の職員等を除く。)の人数等である。企業職員、病院事業職員及び技能労務職員は、職員給与実態調査及び給与勧告ともに対象外のため、この数字に含まれていない。)

## 月例給・ボーナス支給の推移

	月例給	ボーナス	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減
平成22年	0.23%	3.95月	0.20月
平成23年	0.25%	3.95月	-
平成24年	-	3.95月	-
平成25年	-	3.95月	-
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月
平成27年	0.40%	4.20月	+ 0.10月
平成28年	0.23%	4.30月	+ 0.10月
平成29年	0.13%	4.40月	+ 0.10月
平成30年	0.16%	4.45月	+ 0.05月
令和元年	0.10%	4.50月	+ 0.05月
令和2年	-	4.45月	0.05月